

関西電力株式会社「(仮称)大分・臼杵ウィンドファーム事業に係る
環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和2年5月22日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)大分・臼杵ウィンドファーム事業に係る環境影響評価準備書」について、関西電力株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、大分県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 大分県大分市及び臼杵市
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出力 : 最大26,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成28年10月4日
環境大臣意見受理	平成28年12月9日
経済産業大臣意見発出	平成28年12月20日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成29年2月28日
住民意見の概要等受理	平成29年5月8日
大分県知事意見受理	平成29年6月13日
経済産業大臣勧告発出	平成29年7月28日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和元年7月31日
意見の概要等受理	令和元年9月27日
大分県知事意見受理	令和2年1月24日
環境大臣意見受理	令和2年2月24日
経済産業大臣勧告発出	令和2年5月22日

問合せ先:電力安全課 沼田、須之内
電話:03-3501-1742(直通)

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 事後調査等について

- ア. 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- イ. 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。
- ウ. 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

(2) 累積的影響について

本事業の対象事業実施区域の周辺では、他事業者による環境影響評価手続を実施した風力発電事業が計画されているため、引き続き、可能な限り事業者間で協議・調整し、必要な情報を共有し、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、静穏な環境を有している地域であり、風力発電設備の稼働に伴う騒音は、一部の地点において「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(平成 29 年5月環境省)に基づく指針値を超過していることから、風力発電設備の稼働に伴う騒音による生活環境への影響が懸念される。

このため、以下の措置を講ずること。

- ア. 評価書の作成までに、風力発電設備の配置について、再検討を行うとともに、それらの検討を踏まえ、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて、環境保全措置を検討・実施すること。
- イ. 適切に環境監視を実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の指導・助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 土地の改変に伴う自然環境等に対する影響

本事業の工事計画においては、風力発電設備の設置、工事用・管理用道路の新設及び土捨場の造成により比較的大きな改変を行うこととなっていることか

ら、これらの土地の改変に伴う森林の伐採、土砂の崩落及び流出による水環境、植物及び生態系等への影響が懸念される。

このため、ヤード及び道路等の設計や工法に関して、更に検討を行うことにより、切土量及び盛土量を可能な限り少量化すること。また、土捨場の設置に当たっては、盛土の安定性を確保できる場所及び工法を選択し、土砂の崩落及び流出等を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。)に基づく国内希少野生動植物種に指定されているクマタカの生息が確認されているほか、サシバ及びハチクマ等の渡りの主要な経路になっていると考えられることから、本事業の実施に伴う風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等の重大な影響が懸念される。

このため、本事業の実施による影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア. 鳥類のブレード、タワー等への接近又は接触に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性を伴うことから、供用後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施するとともに、バードストライクが確認される等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、渡り鳥の衝突のおそれがある季節・時間帯の稼働制限等の追加的な環境保全措置を講ずること。

イ. 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。